

「地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令」の概要

1. 趣旨

「地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）」による地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）の一部改正及びこれに伴う地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号。以下「令」という。）の一部改正において、地方独立行政法人における適正な業務の確保のための規定を整備したこと等に伴い、地方独立行政法人法施行規則（平成 16 年総務省令第 51 号。以下「規則」という。）において所要の規定を整備する。

2. 規定概要

- (1) 監事が調査しなければならない書類の範囲は法及び令の規定に基づき設立団体の長等に提出する書類とされたこと。（規則第 1 条関係）
- (2) 監事が事業の報告を求めること等ができる子法人は地方独立行政法人会計基準（規則第 3 条第 3 項の規定により総務大臣が別に公示するもの）の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とされたこと。（規則第 2 条関係）
- (3) 会計監査人が閲覧等できる会計帳簿等が電磁的記録をもって作成されるときに記録方法は磁気ディスクその他これに準ずる方法とされたこと。（規則第 4 条第 1 項関係）
- (4) 会計監査人が閲覧等できる会計帳簿等が電磁的記録をもって作成されているときの当該電磁的記録の表示方法は電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とされたこと。（規則第 4 条第 2 項関係）
- (5) 一般地方独立行政法人において再就職者による法令等違反行為の依頼等があった場合に一般地方独立行政法人の役員又は職員が行う届出の様式が定められたこと。（規則第 7 条関係）
- (6) 法第 122 条の 6 第 3 項（法第 122 条の 7 において準用する場合を含む。）の規定により設立団体又は関係市町村が申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理する場合に、申請等関係事務処理法人から設立団体又は関係市町村に業務、当該業務に関する帳簿等その他設立団体の長又は関係市町村の長が必要と認める事項を引き継ぐこととされたこと。（規則第 17 条関係）

3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日